

コスモス保育園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人健真福祉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 コスモス保育園

所在地 与那原町字与那原2943番地の2

(施設の目的及び運営方針)

第2条 コスモス保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とする。

2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 当園は、沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日沖縄県条例第85号）その他関係法を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針（平成29年厚労告117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（法第27条第1項）

法第20条第1項に規定する支給認定保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（同条第3項）の範囲内において保育を提供する。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第6条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する延長保育を提供する。

(3) 特別支援保育

発達が気になる、又は心身に障がいのある乳幼児で集団保育の必要性が認められる場合に、通常保育よりも保育士（支援員）数を増やしてより丁寧な保育を行うことで、子どもの発達を促し基本的な生活習慣や社会性を育む。

(4) 食事の提供

(5) 一時預かり事業

児童福祉施設最低基準第32条及び第33条第2項の規定を遵守した範囲内で、自主事業として行なう。

(6) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括・指導・支援する。

(3) 保育士 16名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 調理員 3名以上

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(5) 保育補助員 1名以上 保育士の補助

(保育を提供する日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、祝祭日、及び慰霊の日（6月23日）を除く。

2 保育を提供する日であっても、災害及び感染症拡大等により保育の提供に支障がある場合は、園長の判断により休園することもある。

(保育を提供する時間)

第6条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

当園の開所時間（7時から18時まで）の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

当園の開所時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、保育時間の上限は8時間までとし、それを超える場合及び上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第7条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用定員)

第8条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）

第19条第1項に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 52人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 36人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 12人

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が小学校に就学したとき。

(2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、与那原町及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第13条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報知があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、園児に対する虐待のあること、又はその懸念が看取された場合は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条ほか関係法令に基づいて、関係機関と連携を図るものとする。

(記録の整備)

- 第14条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) 保育の実施に当たっての計画
 - (2) 提供した保育に係る提供記録
 - (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する通知に係る記録
 - (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規程に定められていない事項については、理事長が決する事とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年5月29日から施行する。
- 2 この規程の第4条と第8条及び別表は令和元年11月16日に改正して施行する。
- 3 この規程の第4条の第3号と第4号は令和3年5月22日に改正して施行する。